

令和6年11月19日

共 産 党

## 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書（案）

国民からの金権政治への批判を受けて、平成11年に政治資金規正法が改正され、政治家個人や政治家自身が代表を務める資金管理団体、派閥への献金は禁止された。しかし、政党本部や支部への企業・団体献金、政治資金パーティー券購入は認めるという2つの抜け道がつくられ、活用、拡大されてきた。この下で、自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる政治資金規正法違反の問題では、主要派閥がそろって、政治資金パーティーで巨額の資金を集めた上、政治資金収支報告書に記載せずに、所属議員らに還流していたことが次々と発覚し、政権を揺り動かす重大な問題となっている。

企業が政治献金やパーティー券の購入を行うのは、企業に有利になるよう政策誘導するためである。金の力で選挙や政治をゆがめることは決して許されない。令和6年6月に政治資金規正法が改正されたが、パーティー券購入者の公開基準額を現行の20万円超から5万円超にし、5万円以下は非公開のままとするなど、抜け道が塞がれたとは言えず極めて不十分なものである。国民の政治不信の回復に向けて、より根本的な見直しが求められている。

よって、板橋区議会は、政府に対し、政治資金パーティー券購入を含め、企業・団体献金を全面的に禁止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

総務大臣 宛